

明治初期における土地銀行計画

岡 田 俊 平

一

明治五年十一月十五日制定の国立銀行条例によって、銀行資本の六割に当る額について金札引換公債証書を資本として利用する方法が認められ、さらに明治九年八月一日布告の改正国立銀行条例によって銀行資本の八割を四分以上利付の公債証書をもって構成することが定められた。⁽¹⁾ この二つの国立銀行条例において、同じく公債証書を銀行資本として利用し得ることが認められているが、この公債証書を銀行資本化する方式の経済的意味は、両者において著しく性格を異にするものであった。公債証書を銀行資本の構成要素に利用するこの方式の相違は、後に述べるような点にあるといえることができる。

しかし、本稿においては、この点を詳述することを目的とするのではなく、明治九年の国立銀行条例の改正に

明治初期における土地銀行計画

よって、公債資産が銀行券造出の基礎となり得る方式が制定された結果、それに示唆をうけて公債以外の資産、特に自然経済における資産形態として最も固定的根源的なものと見做された土地を流通手段に転化する方式が企画されるに至った歴史的過程を解明しようとするのである。

明治五年の国立銀行条例に規定された金札引換公債証書の銀行資本化の方法は、政府発行の金札あるいは新紙幣を公債に替えることによって、これらの政府紙幣を政府に還流せしめ、その還流政府紙幣と同額の銀行券を発行せしめることを企図したものであった。すなわち、正貨に対して価値の低下を現わしつつあった政府紙幣を回収するとともに、正貨兌換準備によって安定した価値をもつ銀行券を流通せしめる手段として、金札引換公債証書が銀行資本の構成要素に指定されたのであった。したがって、この金札引換公債証書は応募公債であり、これによって国立銀行を設立することは、貨幣資本の蓄積が前提条件として要求され、商人資本あるいは地主資本の結合を必要とするものであった。

これに対して、明治九年の改正国立銀行条例においては、銀行資本構成に利用し得る公債証書として、金札引換公債証書に限らず、新公債、秩祿公債および将来政府より発行されるべき四分以上利付の公債証書が指定されているが、このうち最後にあげられている公債の銀行資本化に重点がおかれていたのである。

国立銀行の資本内容がこのように改正されるに至った理由は、金融機関の発展による資金供給能力の拡大をはかることにあるが、それとともにこの改正についてさらに重要な意義をもっていたものは、家祿処分の結果明治九年八月五日制定の金祿公債証書発行条例により、華士族に交付されることになった金祿公債を銀行資本として運用する途を開き、華士族の経済生活を保障することであった⁽³⁾。すなわち、明治九年改正国立銀行条例の骨子は、

むしる政府によって華士族に附与された公債資産を銀行券発行の基礎として運用せしめ、しかもこの銀行券発行については正貨兌換準備を必要とせず、銀行券発行高の四分の一に当る政府紙幣を準備することによって、金祿公債を貸付資本に転化し得る方法を造成した点にある。この国立銀行条例の改正によって、国家の信用にもとづいて発行交付された金祿公債は、国立銀行を設立する過程において流動性を実現することができるのである。

このように政府より華士族に対して交付された公債証書が、銀行券に変形し流動化し得る経路が、国立銀行制度の改正によって開かれるに至ったことが、国富の最も根源的形態であると考えられてきた土地を証券化した地券をも、また公債証書と同じく銀行資本化の方法を利用して、流通手段造出の源泉となし得ることを、地券所有者に示唆するに至るのは、自然経済社会より近代経済社会への変革準備期における当然の論理的推移であろう。

明治元年十二月の布告によって、村々の土地は百姓持の土地であるべきことが確認され、次いで明治五年二月、田畑永代売買禁止が解かれ、土地売買譲渡の際地券を交付することが「地券渡方規則」によって公布されて、土地所有権は地券の形式をもって証券化されるに至った。この地主農民の資産を表象する地券を、華士族所有の家祿を証券化した金祿公債と同じく、銀行資本として運用しようとする計画が地券銀行設立申請の形態をとって現われたのであった。これは十七世紀末英国において土地銀行企画が現われたように、わが国においても経済組織の近代化過程の準備期に、自然経済にとって基本的資産であった土地を金銀とは別個の、流通手段の本源の素材とする貨幣観念にもとづいて、資金供給を豊富にし経済進歩を促進しようとする金融政策が計画されていたことを明らかにする経済史的事実ということができよう。

(1) 「明治財政史」第十三卷、四一頁

明治初期における土地銀行計画

国立銀行条例、第六條、第十六節

「紙幣發行ノ引当トシテ出納寮ニ納ム可キ公債証書ハ太政官又ハ民部省ヨリ發行セシ金札及ヒ大藏省ヨリノ發行シタル新紙幣ヲ上納シテ受取リタルモノニ限ルヘシ」

(2) 同右、一五三頁

改正国立銀行条例、第十八條

「此條例ヲ遵奉スル国立銀行ハ其資本金額十分ノ八（即チ拾万円ナレハ八万円）ヲ政府ヨリ發行スル所ノ公債証書ニテ此條例第二十二條ニ掲クル所ノ割合ニ従ヒ実価（即チ市中売買ノ時相場ニシテ紙幣頭ノ時々指定スル所）ヲ以テ之ヲ出納寮ヘ預クヘシ尤モ右公債証書ハ四朱以上利附ノモノ（即チ新公債証書金札引換公債証書秩禄公債証書及ヒ爾後政府ヨリ發行スヘキ四朱以上利附ノ公債証書）ニ限ルヘシ」

(3) 同右、一一三頁

「国立銀行条例改正ノ儀ニ付」、明治九年六月二十六日、大藏卿大隈重信伺書。

「巨万ノ公債証書散布スルカ為メ将来其価格下低ノ憂ナキヲ保チ難シ是ニ由テ之ヲ観ルニ該証書ヲ抵当トナシ銀行紙幣ヲ發行セシムルノ制ヲ設クルトキハ該証書必要運動ノ道相開ケ其価格下低ノ憂ヲ助ケ銀行ノ營業モ益々旺盛ニシテ偏ニ民間ノ融通ヲ開キ物産蕃殖ノ資本ヲ輔ケシメンコト必然ニ可有之」

以上述べたように明治九年八月一日の国立銀行条例の改正と、同八月五日の金祿公債証書条例の公布によつ

て、国立銀行設立は有利な投資誘因となるとともに、秩祿公債、新公債の他に一億七千三百万円に達する金祿公債も近く銀行券に転化し得ることとなり、銀行資本の源泉はいちじるしく増大するに至ったのである。このような経済的条件に刺戟されて、明治十年末には国立銀行の創立を請願するものほとんど七十に達し、創立許可を得たもの三十四行、しかも「各地方ニ於テ尚ホ創立ヲ謀ルモノ其数ヲ知ラス」という状況を現出するに至った。⁽¹⁾

この銀行設立ブームは封建社会よりの離脱期における民間企業意欲勃興の一端として現われたものであるが、この情勢に沿って「各地ニ国立銀行ニモアラス私立銀行ニモアラサル一種特別ノ銀行ヲ創立セントスルモノサハアルニ至リタリ」⁽²⁾と「明治財政史」に述べられているような銀行計画が見られたのである。この一種特別の銀行と呼ばれるもののうち、地券によって銀行を設立し、銀行券を発行することを企図して、「十年三月大阪府平民岡伝平ヨリ出願シテ許サレサリシ自由為替座ト称スルモノ」⁽³⁾が主なるもの一つとされている。ここに自由為替座といわれる地券銀行が、どのような構想をもって設立申請がなされているかを検討してみよう。「明治財政史」に自由為替座と呼ばれているものの内容は、大隈文書中の明治九年九月二十一日付岡伝平、坂田八郎連名の自由銀行設立に関する「建言」および、「自由銀行規程大略」⁽⁴⁾によって詳細に知ることができる。

自由銀行設立に関する「建言」によると、国家の富強を実現する方策は「貨幣ノ運転ヲ自由トシ人民ノ融通ヲ開ク」⁽⁵⁾ことにある。この場合貨幣供給量増大の根源となるものは地価証券である。しかしながら、地価証券は「政府ニ於テハ普通ノ証券ト齊シク之ヲ人民ニ与フレトモ人民ニ於テハ唯是レ家産ノ什宝而已」⁽⁶⁾であって、この地券を担保として資金を獲得することは甚しく困難であり、融資を受けるに当たってもきわめて高率の利子を要求される状態にある。したがって、

明治初期における土地銀行計画

「現今ノ急務ハ地券ヲ以テ金ヲ債シ債ス所ノ金ヲ以テ民業ヲ開クニアリ、然レトモ全国人民ノ所有スル地価証券ニ適スル巨万ノ金額ヲ備ヘスンハ之ヲ施行スルコト能ハス、故ニ自由ヲ替ノ道ヲ開キ之ヲ皇國一致自由銀行ト号シ其次第節目別紙略則ニ記載ス人民自守スル地券ヲ政府ニ出シ、其高比較ノ為換券ヲ發シ、人民ヲシテ断然貨幣ノ融通ヲナサシムルニアリ」⁽⁷⁾

と主張するのである。すなわち、「地券ハ天下ノ証券、人民ノ什宝安ソ之ヲシテ資本ノ貨幣ニ備ヘサルコトヲ得ンヤ」⁽⁸⁾という觀念にもとづいて、地券を紙幣造出の基礎とする金融機関を設立しようとする企画を建言しているのである。

この自由銀行の機構は「自由銀行規條大略」に次のように説明されている。すなわち、

「自由銀行ハ人民所有スルノ地価証券ヲ抵当トシテコレヲ其管轄地方官庁ニ預ケ、及ヒ其高四分一ノ現貨を大藏省ヘ預ケ、紙幣寮ヨリ自由為換券コレハ紙幣ニテモ新ニ自由為換券ヲ受取コレヲ發行シ、以テ其業ヲ営ム創造スルトモ政府ノ適宜ニ応スヘシ」
東京府下ニヲヒテ全権ノ銀行本店ヲ開キ、各府県下ニヲヒテ同盟ノ支店ヲ設ケ、地券ヲ出セシモノニ貸与ノ法ヲ開ク、コレヲ日本全国人民代理会合ノ自由銀行ト号シ」⁽⁹⁾

と、自由銀行の性格は、個々の地券所有者に代つて、地券を流動化する業務を總轄的に行う点にあることを述べ、それを必要とする理由は第一条のように説明されている。

「自由為換券ヲ出スニ各民各種ヲ以テ所有ノ地券ヲ政府ニ出シ、之ニ適スル為換券ヲ自由ニ發行スルトキハ忽然交換ノ道ヲ失フ而已ナラス、唯々私便ノ証券ト齊ク普通ヲ得スシテ却テ害ヲ醸ス弊ナキニシモアラス、故ニコレヲ總轄スル全権ノ銀行本店ヲ府下ニ設ケ合併支店ヲ県下ニ建シコトヲ要ス」⁽¹⁰⁾

資本金構成と銀行券発行については第四条によつて知ることができる。その構想によると、全国の行政区劃三府五十県として、各府県毎に銀行券発行高を百万円とすること、その四分の一に當る二十五万円は別に現貨をもつて地方官庁を經由して大蔵省に預託し、銀行券発行の資本金とすること、銀行発行最高額百万円に対応する地券百万円は地方官庁に保管して、その預り証を大蔵省に提出すること、したがつて、各府県毎に地券百万円現貨二十五万円合計百二十五万円を資本金とし、それを基礎にして銀行券百万円を発行する巨大な資金供給方式が計畫されているのである。

これによると、発行銀行券に対し四分の一の兌換準備金を用意する企画をもつてゐることが想像できるのであるが、この銀行券発行額の四分の一に當る現貨の内容は、第六条に説明されているところによると「貨幣及ヒ公債證書其兩種ニ限ルヘシ尤公債證書ハ時ノ相場ヲ以テ論ス」とあり、兌換準備に正貨を規定してゐるのではないことが知られるのである。したがつて、自由銀行の銀行券発行制度としては、明治九年の改正国立銀行条例と同じく証券預託制度を基底として、それに通貨兌換すなわち正貨ならびに政府紙幣いずれも兌換準備とすることのできる制度を附帯したものといふことができる。

このようにして発行される銀行券すなわち自由為換券は通用期間十三ヶ年に限定し、満期に至つて通貨と交換すべきものとされている。そしてこの自由為換券は、地券提出者のうち融資を希望する者に貸与されるのであるが、その貸付の方法は、

「地所実価壹千円ナレハ其高七分若クハ八分ノ見積ヲ以テコレヲ貸シ、貸ス所ノ十分ノ一ヲ以テ地所破損ノ預備金トシテ銀行ヘ引取、殘金ヲ以テ月金百円ニ付金壹円式拾銭ノ利金而已ヲ六ヶ月毎ニ受取、十三ヶ年ノ期ニ

明治初期における土地銀行計画

至リ元金ノ償却ヲ論セス抵当ノ地券ヲ返シ全民俱ニ富有ニナサシメンコトヲ要ス」⁰²

と第四条に規定されているように、地券提出者は融資金に對し年一四・四%に當る金額を十三ヶ年間返済する方法によつて、土地を資金化することができるのである。また、貨幣抛出者も抛出額の八割に當る融資を受けることが可能であるとしている。

さらに商品流通の機構を拡大するために助成銀行の制度を自由銀行に並設して、荷為替金融の方式を遂行せしめることを計画しているのである。すなわち、第七条に次のように述べられている。

「自由為換券ヲ以テ諸般ノ税金ヲ上納スルトキハ其為換券ヲ自由銀行ニ受取り、而シテ銀行ヨリ貨幣ヲ上納スルニ助成銀行取扱ノ法ヲ設ケ、物産運轉ノ為換ヲナスニ自由為換券ヲ以テス、然ルトキハ物産ノ代價必ス貨幣ニ化ス、其化シタル貨幣ヲ以テ銀行ヨリ大蔵省エ上納スレハ聊カ差岡アルコトナシ、然レトモ銀行ニヲヒテ元來物産ノ取扱ヒ或ハ商法ニ関スル事務ハコレヲ禁スルト雖トモ、其物産ノ為換取扱ヒ若クハ其物産ヲシテ売却ナストノ權利ハ銀行役員並ニ助成銀行役員立会ノ上其事務ヲ取扱フヘキコトヲ要ス」⁰³

右の条項においては助成銀行の組織は十分に説明されていないが、同条の但書に「助成銀行ヲ各府県下ニ設ルハ其土地ニ応シテ五ヶ所或ハ六ヶ所ノ組合商社ヲ開キ」⁰⁴とあり、里村寂の「自由銀行略解」には「助成銀行ハ旧來問屋ノ類ナリ」⁰⁵と規定されており、助成銀行によつて各地為替および全国の物産為替を行わしめるものであるとして、その業務については次のように述べられている。

「助成銀行為替座ノ業タルヤ自由銀行ヨリ貸附タリ為替券ノ利金ヲ人民ヨリ受ケ取り年々銀行ニ納メ、而テ其納ムル金ヲ又助成銀行ニ借り受ケ其土地人民ノ融通ヲナサシム、故ニ農工商各々其職業ヲ以テ區別ヲ為シ組合

明治初期における土地銀行計画

自由銀行設立計画において、土地を銀行券発行の根拠とすることについての理由として、土地が金銀等の貴金屬に比較してさらに根本的に安定性を保有する紙幣発行の基礎であるというような貨幣観念を明示しているところはないが、土地権利者の利益を伸張するために地券保有者に土地資産の流動化の便益を享受せしめ、通貨供給量を増大せしめようとする点にあることが表明されており、この点においては十七世紀末英国に現われた土地銀行計画と軌を一にするものがあることが知られる。しかしながら、自由銀行設立の発想は国立銀行条例の改正に縁由しており、したがって、その銀行券発行制度は国立銀行のそれを模倣しているにすぎないもの、すなわち土地と通貨の混合出資による証券預託制度・通貨交換制度となっているのである。しかもその発行する自由為替券の流通範囲は一府一県に限定されており、各府県間の流通のためには紙幣の交換を行わねばならない不便なものであった。また自由銀行自体銀行事務を営むものではなく、単に地券所有者の代理機関となって政府より紙幣供給を受けるための結社組織にすぎず、銀行業務を遂行するためには別に助成銀行の並設を必要とするものであった。

このように精緻さを欠く計画が、国立銀行制度の発展を士族授産の一つの方策として推進しつつあった明治政府に対して申請されたことは、その計画の実現可能性を薄弱にするものであったといわねばならない。紙幣頭得能良介は、自由銀行設立建言書に下紙を附して、次のように反対の意見を述べている。

「上文陳述スル処ノ件々敢テ無謂義ニハ無之ト雖トモ、之ヲ要スルニ其方法タル人民所有ノ地券ヲ以テ之ヲ政府ニ収メ而シテ之ヲ民間ニ貸附シ、其利益ヲ以テ鉄道電信瓦斯燈及ヒ其他ノ事業ヲ興シ、其貸附ノ元金ハ十三ヶ年ヲ一期ト定メ毎月六ヶ月ニ利金ヲ受取、期年ニ至レハ其利益殆ント元金ニ倍ス、故ニ其元金ノ返弁ヲ要セ

スシテ自カラ其抵当ヲ返戻スルノ目的ナリ、然リト雖トモ世間究民ノ多キ或ハ資本ヲ借リテ其利ヲ払ハサルモノナキヲ保セス、果シテ然ラハ則滞貸金頻々相生スルノミ、其地券ハ終ニ流物トナリ他日之ヲ耀売セント欲スルモ其割引ノ如キモノ顆多ニシテ終ニ其損益相償ハサルニ至ラン、然ルトキハ仮令ヒ数千万円ノ地券ヲ政府ノ手ニ存在スルモ其発行シタル為換券ハ到底政府ノ公債タルヲ免カレス、然ラハ即チ政府ノ損耗モ亦量ルヘカサルナリ、且之ヲ海外諸州ニ徴スルニ蓋シ其覆轍モ亦少々ナラス因テ今茲ニ所見ヲ陳述ス」⁰⁸

この意見に見られるように、当時既に西欧における土地銀行の失敗の事歴が、わが国においても知られており、土地銀行設立反対の論拠にとり入れられていることは注目すべき点であろう。

自由銀行設立の建言とほぼ時を同じくして、明治十年八月、松平容保によつて「地券為替座」設立願書が大蔵卿大隈重信に提出されたことが、「明治財政史」に記されている。

その願書によると「近來国立銀行連統相増シ貨財ノ流融ヲ開ケリ、然レトモ之ヲ国札通用ノ昔日ニ比較スルトキハ其額僅ニ二十分ノ一ニ至ラス、加フルニ兩換手形廃止以來融通ノ路益々塞ルヲ以テ産物輸送貢米銀納等ノ需要ニ供スルニ足ラス」と、維新以後の流通経済の沈滞の原因は資金不足にあると主張し、商品流通の梗塞を開き、民業の發展拡大を推進するために地券担保による資金供給機関を設立することの必要性を説いているのである。したがつて、

「泰西各国ニ於テ施行セル土地書入証券発売銀行ノ方法ニ準拠シ、地券為替座ノ業ヲ創起スルヲ尤良法ト奉存候、因テハ一種特別ノ方法ヲ以テ人民所有ノ土地ヲ書入、其地券抵当貸金証書及ヒ資本金ヲ政府ニ備へ、而シテ十三箇年通用ノ証券ヲ発行シ年割償還ノ法ヲ設ケ人民ニ貸与シ民業ヲシテ拡張ナラシムルコトヲ目的ト仕、

明治初期における土地銀行計画

地券為替座ノ業ヲ創起仕候ハハ有益無害ノ儀ト奉存候」²⁰

と地券銀行の設立を申請したのであるが、政府は自由銀行と同様の性質のものと認めて、これを許可するに至らなかった。

さらに「明治財政史」は、明治十年十月、東京府寄留の福岡県士族吉村嘉作他五名が地券預託制度による発券銀行の設立を出願したことを伝えている。その願書の趣旨は、地券百万円を集合して政府に預託し、それと同額の銀行券を発行する権限を得ること、その銀行券を地券抵当の貸付資金とし、毎年十三万円ずつを返納せしめると、そして十三万円の内七万五千円は元金返納分であり、五万三千円は銀行運営費支払準備金の利子に充当し、残余分をもって、金穀蓄積、貧民救済、政府貸上等に利用することを述べている。²⁰ しかしながら、この地券銀行設立案も実現するには至らなかった。

この他、大隈文書の中に、明治十年十一月、京都士族川口常吉および川口港によって提出された「地券銀行設立建言書」が見出される。

この建言書の内容は、金融の便益を増大するために地券銀行設立の必要を主張し、その利益をもって軍事費公益事業費の巨額に上るものを支弁することを説くのみであって、その銀行の機構、営業方法等には言及するところがない。したがってきわめて誇大粗放な建言といわざるを得ないものであって、その成功の可能性はほとんど期待することの困難であることを思わしめる条項を列挙しているのである。すなわちその建言は次の通りである。

「今日会計ニ至リ或ハ不平ヲ称スル者無シトセス、他ナシ或ハ此ニ有スル財アルモ彼ニ及ボス能ハス、或ハ他

ニ之ヲ貸ント欲スルモ然ルベキ抵当ナク、故ニ容易ク之ヲ安ンシテ貸スノ地ニ至ラス遂ニ一般不融通トナル、是ヲ以テ歎スルノ余リ三四名ト共ニ謀リ地券銀行ノ名義ヲ設ケ五十年ヲ期シ以テ上ノ許可ヲ蒙リ、予メ式億万円ノ地券金額ヲ大蔵省ニ備へ置、其金額ノ紙幣ヲ新ニ製造シ御下ケ渡シニ成シ玉ハハ、地券抵当トシ速ニ内国一般ニ貸附ケ且ツ海岸ノ地ヲ除キ内国一般通用為サシメハ愛國ノ一端トモナラン乎⁶³」

地券を基礎にして二億円に上る巨額の銀行券を発行するとともに、この銀行券貸付による利益をもって地券銀行は西南戦役処理費の他一般の陸海軍費および広範囲にわたる公益事業費をも支弁しようとする膨大な計画を提示しているのである。

このように政府資金の補充を地券銀行の目的にかかげていることは、イギリスにおける土地銀行計画のうちにも王室への資金貸上を目的としているものがあるのと類似しているが、この地券銀行計画者がイギリスの土地銀行について知るところがあつたか否かを確認する手段は得られない。むしろ明治九年より華族銀行（後に第十五国立銀行として開業）の設立計画が華族によって進められており、金祿公債証書を基礎にして発行する銀行券のうち一千五百万円を外国債償却のため政府に貸上げることが企図し、⁶⁴さらに明治十年三月にはこの一千五百万円は西南戦役の軍事費として政府に貸上げるべきことが立案されたことに示唆されて、川口父子による地券銀行の計画が生まれたものと推察することが妥当ではなからうか。

このように他の地券銀行計画に比較して著しく粗率な計画が認可されるに至らなかつたことはいうまでもないところである。

しかしながら、数件の地券銀行計画がすべて否認された理由は、明治九・十年の時期における政府の金融政策

明治初期における土地銀行計画

が国立銀行制度の発展拡充に重点がおかれていたことにある。それは財政整理のために、また社会組織の近代化のために断行された家祿廃止の結果発行されることとなった、一億七千万円を超える金祿公債の銀行資本化による土族授産の推進が最も緊要な政策目標であったことによるものと考えられるのである。したがって、発券銀行としては国立銀行のみが考慮の対象とされていたのであって、地券銀行のような土地資産の流動化をはかる企画はすべて否認されねばならない情勢にあったとできよう。むしろ政府は地券銀行の態様は銀行の本質から逸脱するものと考えていたのであって、その点は、「明治財政史」が地券銀行設立計画の続生に対して、

「一般人民ヲシテ銀行ノ性質ヲ会得セシムルト共ニ之カ創立ノ流行ヲ防止センカ為メ、大蔵省雇英国人「アレキサンドル・アルレン・シャンド」ニ命シテ銀行大意ヲ編纂シ、明治十年六月之ヲ各地方ニ下付シ、又同年十二月ヨリ十一年六月迄大蔵省銀行課ニ於テ銀行雑誌ヲ発刊セリ、而シテ此等ノコトハ専ラ国立銀行ノタメニ計画セラレタルモノナリ」²³⁾

と述べていることによつて知られるのであり、またこの記述は当時の金融政策の目標が国立銀行制度の発展におかれていたことを明らかにしているものである。²⁴⁾

しかしながら、このように国立銀行制度の推進に着想の端緒を得て地券銀行の設立計画が発表されるに至ったことは、明治初期における経済近代化の過程が一般にいわれているように政府の指導助成のみによつて遂行されたものでないことを実証するものであろう。封建的経済社会より近代経済社会への離脱期において、その変革を促進する要素として民間企業意欲が政府の誘導政策と並行して強い影響力をもつものであったことも知らねばならないのである。

- (1) 日本銀行調査局編「日本金融史資料」明治・大正編、第七卷上、四頁
- (2) 「明治財政史」第十二卷、五二五頁
- (3) 同 右
- (4) 「大隈文書」A一一五一、この文書は「日本金融史資料」第四卷、六七五―六八一頁に収録されている。なお、同書所収「松方正義関係文書」の中、「阪田氏、岡氏発法、自由銀行略解、里村叔、明治九年」（九三〇―一頁）および「自由為換座創立願、阪田八郎、岡伝平、明治十年三月十日」（九四〇頁）が関連資料である。
- (5)―(4) 「大隈文書」A一一五一
- (5)―(6) 「日本金融史資料」第四卷、九三〇―一頁
- (7)―(8) 「大隈文書」A一一五一
- (9)―(20) 「明治財政史」第十二卷、五二六頁
- (21) 同右、五二七頁
- (22) 「大隈文書」A一一五七、(「日本金融史資料」第四卷、六九六―七頁)
- (23) 「大隈文書」A一一五三(「日本金融史資料」第四卷、六八一―二頁)
- (24) 「明治財政史」第十三卷、二七五―六頁
- (25) 「明治財政史」第十二卷、五二七頁
- (26) 国立銀行制度の改革とわが国の金融政策の転換との関連に関しては、拙著「日本資本主義創成期における金融政策」の第二章に少々詳細に述べたので、ここではふれないことにする。

三

以上述べた地券銀行設立の諸計画に共通して見られることは、高速度の経済発展を達成するためには豊富な通貨供給を必要とするという觀念にもとづいて、固定的永続的な国民財産である土地に流動性をもたせようとする主張である。すなわち、それは地券を政府に預託することによって、土地貨幣を造出しようとする計画であり、その土地貨幣の流通によって産業の興隆が促進されることを説くものである。自由銀行設立についての「建言」において、

「世ノ文明ニ進ミ事ノ開広スル所以ノモノハ富強ナリ、其富強ノ基ハ乃チ教道ヲ設ケ律法ヲ立テ民業ヲ盛ニスルニアリ、然レトモ之ヲ施スノ術ハ貨幣ノ運轉ヲ自由ニシ人民の融通ヲ開クニアリ」⁽¹⁾

と説いており、また松平容保の地券為替座開設の願書にも、さきにあげたように、

「開進ノ今日ニ当リ内地ノ物産ヲ繁殖シ、海外ニ輸出ヲ盛大ニシ、以テ国家ヲシテ富強ニ至ラシムル本源ハ、乃チ貨物ノ運轉ヲ自由ニシ民業ノ欠乏ヲ補且盛ニスルニ在リ、故近來国立銀行連続相増シ貨財ノ流通ヲ開ケリ、然レトモ之ヲ国札通用ノ昔日ニ比較スルトキハ其額僅ニ二十分ノ一ニ至ラス、加フルニ兩換手形廢止以來融通ノ路益々塞ルヲ以テ、産物輸送貢米銀納等ノ需要ニ供スルニ足ラス」⁽²⁾

とあり、いづれも産業の発展、国家の富強を増進するために通貨供給量の拡大が必要であることを主張しているのである。

里村叔による「自由銀行略解」は、通貨の不足が産業沈滞の原因であることを述べ、通貨供給を拡充するために自由銀行・助成銀行の制度が創立されるべきであることを、次のように説明しているのである。

「近頃金銀不融通ヨリ人々活計ノ道ヲ失フニ至ルハ、全ク諸国ノ問屋且藩札及ヒ両替銀手形等断然廃止ノユヘナラン、夫従前ハ日本全国ノ通用金人口ニ配当ヲナシ見ルトキハ老人ゴトニ金拾四円余ノ配当ナリシト聞ク、今ヤ老人ニ付金四円余ノ配当ト看做ストキハ自然産物ヲ起シ商業ヲ盛ニスルノ道ナシ、然ルニ全国ノ通用紙幣凡ソ老億五千万円余ト見積、其内五千万円ヲ年々ノ租税上納ト見ルトハ何ヲ以テカ人民ノ疲弊ヲ救フヘキノ工夫アラン、之ニ加フルニ現今石代銀納ノ為メ農民ノ困難コノ不融通ノ際尤モ甚シキ、今ヤ日本全国ノ人民金銀融通ノ道ヲ開キ人民究々ノ困難ヲ救ヒ産物ヲ盛大ニスルノ方法ヲ創立スルモノナリ」⁽³⁾

このように通貨不足の問題を解決するために、土地所有権を表示する地券を流通信用に転化することを目的とする地券銀行が、金祿公債所有者の利益を擁護することを旨とする第二期国立銀行制度の出現と時期を同じくして企画されているのは、英国において貨幣所有者の利益を代表するイングランド銀行に対立する機構として、イングランド銀行設立の前後に土地所有者の利益を代表する土地銀行の計画が強く提唱されたのと、⁽⁴⁾きわめて類似した社会的経済的事情を、その背景にもっているように見られるのである。しかしながら、英国においては貨幣所有者に対抗する立場において土地所有者の利益が主張されているが、わが国の地券銀行論には金祿公債所有者の利益に対抗する意識が表明されているものではなく、むしろ金祿公債所有者の利益に準拠して、地券所有権についても同様の利益を均霑せしめようとしていることが見出されるのみである。さらに英国において土地銀行計画が、土地資産を基礎とする銀行券発行の権利を得る条件として、政府の財政困難を打開するために政府へ貸上げ

明治初期における土地銀行計画

るべき資金を調達することをあげているのに対して、わが国の地券銀行は政府に対する資金の貸上げを目的とするものではなく、土地資産に流動性を与えることによって生産資金の供給量を増大せしめようとする希望を抱懐しているにすぎないのである。

したがって、自由銀行設立の建言は、

「民ヲ富スノ道ハ貨幣ノ運動ヲ開クニアリ、之ヲ開クニハ其根ナクシテ開クコトヲ得ス、其源ハ乃チ方今人民ヲシテ所有ナサシムルノ地価証券ニアルナリ」⁽⁵⁾

と、地券が通貨造出の根源となり得ることを説いているが、他の地券銀行設立意見にはこの程度の主張すら表示されていない。英国における土地銀行論者ヒュー・チェンバレンの土地信用に関する主張について、

「取引の最良の基礎は信用であり、信用の最良の基礎は土地である。したがって、取引の最良の基礎は土地信用である。さらに、そのような信用は全く貨幣と同じように優良である。というのは、土地信用は貨幣の特質、すなわち実質価値（それが表象する土地のために）簡便性、耐久性、可搬性およびその価値を額面に表示する証券等のすべてを—あるものは非常に高度に—保有しているからである」⁽⁶⁾

とホースフィールドが要略しており、また、ジョン・ブリスコーの土地貨幣論についても、

「一、何人も実質価値を保有しない手形を受取るよう強制されるべきではない。したがって、イングランド銀行券は法貨であるべきではない。

二、しかし提案されている土地銀行の手形は、それが発行される基礎となった土地と（もし国王に貸上げられれば）その手形に対する利子を支払うために充当されている歳入によって支持されているから、実質価値を保

有するであらう。

三、ともかく、鑄貨は法貨である。しかし何人もそれらの実質価値が、依然としてその額面価格と等価であるとはいわないであらう⁽⁷⁾」

と掲載しているが、このように土地が流通信用の最良かつ最も実質的な基礎とあるというような土地貨幣の本質に関する貨幣観念は、わが国の地券銀行論者には見られない。すなわち、地券銀行による銀行券発行の根拠となる土地が、金祿公債よりもすぐれた経済的技術的条件を保有していることを主張する積極的意見は見られないのである。ただ地券もまた金祿公債と同じく政府より交付された証券であり、国立銀行における金祿公債と同じように、地券が銀行資本を構成し、銀行券発行の基礎として活用し得るものと考えているにすぎない。

したがって、また英国において土地銀行論者がイングランド銀行に対抗する意識をもち、

「嫉妬、軽蔑、自尊、宗教的偏執等を強烈な要素とする怨恨をもって土地所有者は貨幣所有者を嫌悪してゐた⁽⁸⁾」

と、ロジャースが述べているような、土地銀行支持者の貨幣資本所有者に対する敵対観念も、わが国の地券銀行論者の主張の中には含まれていないのである。このことは、金祿公債所有者である華士族に対する、地券所有者である地主あるいは商人資本家の意識は、英国における貨幣資本家に対して土地所有者である貴族地主階級が彼等の「富殖を妬み、その職業を蔑視しあるいはその信条を嫌悪する⁽⁹⁾」というような階級的反感とは異なるものであり、その階級的関係は全く逆の立場にあったことよって説明されるであらう。

わが国においては明治九年八月の金祿公債証書発行条例の結果、封建社会の支配階級であった華士族が就業の

明治初期における土地銀行計画

方途を緊急に附与されねばならない立場におかれており、土地所有権者から嫉視される立場ではなかったことは明らかである。地券銀行論者はむしろ金祿公債を資本金とする発券銀行の構想に示唆されて、地券を基礎とする流通信用造出の機関を企画したものといつてよいであろう。したがって、彼等の建言の中に地券が流通信用の基礎として、金銀貨幣よりも、まして金祿公債よりもすぐれている点をあげるような積極的な土地貨幣論の主張が見られないのは当然である。

明治政府は維新の際に太政官札の発行によって生産資金供給政策を実施したが、明治四年金本位制度を制定、明治五年国立銀行制度を樹立することによって兌換券を発行して通貨価値の安定に政策目標を転向した。しかしながら、この兌換券発行の困難であることが実証され、明治九年には、国立銀行条例の改正によって金祿公債の流動化をはかり、正貨兌換の義務を解除して、再び政府の通貨政策は通貨供給の拡大に重点をおくことになったのであった。わが国の地券銀行計画はこの国立銀行条例の改正に便乗して地券の流動化をはかり、経済近代化のために豊富な資金供給を推進しようとする自然経済より貨幣経済への移行準備期の通貨政策の動向に順応して、自然経済の基本的資産である土地を資本とする発券銀行の設立企画を提示したものであるといふことができる。ここに経済社会近代化の志向と前期社会的観念との交錯という、経済発展の過渡期における必然的過程が現われていると考えられるのである。

わが国の土地銀行計画の中、最も精細にその機構を説明していると思われる自由銀行設立建議ですら、大蔵省より史官への廻附案に、

「一応取調候処素ヨリ不都合之者ニ有之、到底採用可相成義ニハ有之間敷候」¹⁰

と強い否定の意見が述べられていることは、わが国における土地銀行設立の論拠として土地貨幣に関する貨幣本質論が十分に主張されていなかったために、金祿公債を基本とする国立銀行制度に対して地券銀行が優越するものであるという説得力をもち得なかったことを明らかにするものである。

- (1) 「大隈文書」A一一五一
- (2) 「明治財政史」第十二巻、五二六頁
- (3) 「日本金融史資料」第四巻、九三〇頁
- (4) Richards, R. D., "The early History of Banking in England," 1929, p. 116 ff.
なお、英国における土地銀行計画については、杉山忠平「イングランド国立土地銀行」『ヒュー・チェンバレンの土地銀行企画』「土地銀行論者の経済思想」（金融経済、五五、五九、六五号）の一連の論文に精密な研究成果が発表されている。
- (5) 「大隈文書」A一一五一
- (6) Horsefield, J. Keith, "British Monetary Experiments, 1650—1710," 1960, pp. 159～60
- (7) *ibid.*, p. 182
- (8) Rogers, James E. Thorold, "The first nine Years of the Bank of England," 1887, p. 52
- (9) *ibid.*, p. 52
- (10) 「大隈文書」A一一五一

〔附記—本稿は財団法人清明会の研究助成にもとづく共同研究「明治時代における民間企業の生成と財政金融政策」に関する研究成果の一部である〕

明治初期における土地銀行計画